

全3回講座

令和7年度 島根県デジタル活用講師育成事業

デジタル活用講師育成講座

社会のデジタル化の流れは、スマートフォンを中心に生活においても行政サービスにおいても加速しており、今後もこの傾向が続くことが想定されます。

そこで、島根県においてデジタルの活用方法を教えることができる講師を育成するために「デジタル活用講師育成講座」を開催します。



参加費
無料

各会場
定員10名
※先着順

1回目講座

※2回目・3回目の講座日程は受講者と相談の上、決定します。
※現地参加が難しい方はオンライン対応を検討しますので、ご相談ください。

	日 時	会 場	締 切
出雲	9月17日(水) 13時半～15時	アンジェグレースガーデン (住所:出雲市浜町540-3)	9月10日(水)17時まで
隠岐	9月18日(木) 18時半～20時	隠岐プラザホテル 1F iroiro (住所:隠岐郡隠岐の島町港町11-1)	9月11日(木)17時まで
江津	10月7日(火) 18時半～20時	つのづbase (住所:江津市都野津町1826)	9月30日(火)17時まで

内 容

1回目 基本講座

- ・デジタル推進委員に求められる基本知識
- ・高齢者がスマホを利用する際のハードルや躓くポイント
- ・モラルの伝え方やコツなど

2回目 フォローアップ講座

- ・実践の途中経過報告
- ・SNSの登録(任意)
- ・受講者同士で活動を共有

3回目 振り返り講座

- ・活動の振り返りの発表
- ・講座のまとめ
- ・これからの活動を広げるために

・動画視聴、スマホ相談会、講座、個別の相談会などの活動を実施

3回の講座終了後、島根県が該当成果物に基づきデジタル推進委員(※)に推薦

対 象 者

- 全講座参加できる方
- デジタル機器に日常的に触れている方
- 地域でデジタル活用支援を行っている、または行いたいと考えている方

お申込み

右記QRコードまたはURLより
お申込みください。
<https://forms.gle/oAqSS8scU6sqYfEE6>



(※)デジタル推進委員は、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うことで、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくためのデジタル庁の取組です。

受託企業：有限会社Willさんいん お問い合わせ：平日 9時30分～17時30分まで

島根県松江市朝日町498 松江センタービル8階 TEL:0852-28-6220

主催：島根県（地域振興部地域政策課 デジタル戦略室）

人口減少に打ち勝ち、支離で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

デジタル推進委員推薦要件

- 要件1 : デジタル活用研修講師育成事業の参加者であること
- 要件2 : 本講座は①学び（講習）②実践③認定の3工程で構成されており、参加者の中で①学び（講習）を受講し、②実践（相談会、講座）を行ったもの
- 要件3 : ①において、主体的に学ぶ姿勢があり、講師が展開する知識・技能を得ようとする姿勢や自らの理解状況に応じて振り返り、必要な手段（質問するなど）を講ずるなどの行動がとれているもの
- 要件4 : 国が展開するデジタル活用支援推進事業デジタル活用支援推進【標準教材・動画】（総務省）にある基本講座の動画すべてを視聴し、視聴状況についてのレポート（別紙1）を提出すること
- 要件5 : ②の実践が家族などの近親者に閉じることなく、公共的領域において実践されていること
- 要件6 : ②のエビデンスが、客観的な証拠として成立しているものであること（実践風景の写真、実践した対象者の写真（プライバシーを保護するための加工は可）、対象者の人数、具体的な実践の日付、実践内容、参加者の声などが記載されているなど）
- 要件7 : ②の実践のエビデンスが量的、質的に島根県が認めるものであること
- 要件8 : 認定段階において住所や氏名などと合わせて、本人であることが客観的に証明可能な書類の提出がなされていること（例：免許証等）
- 要件9 : 認定後も継続して地域でデジタルの活用において困っている住民を支える意思を持っていること
- 要件10 : ①②③のあらゆる段階において公序良俗に反する行為等がないこと
- 要件11 : 上記の要件以外も含め島根県が総合的に判断を行うこととし、それを了承していること

上記の推薦要件を満たした方を島根県がデジタル庁にデジタル推進委員として推薦します。